

## 高萩市告示第16号

高萩市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和元年8月1日

高萩市長 大部 勝 規

### 高萩市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び高萩市創生総合戦略に基づき、高萩市（以下「本市」という。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、茨城県においてわくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に基づき実施するマッチングサイトの対象求人を充足して定着に至った場合又は茨城県が県実施要領に基づき実施する起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、県実施要領、高萩市

補助金等交付に関する規則（平成19年規則第19号）及び法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

（対象者要件）

第3条 移住支援金の対象者は、本条第1号に掲げる要件を満たし、かつ第2号又は第3号に掲げる要件に該当し、世帯の申請の場合にあっては第4号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 本市へ転入（本市へ転入届を提出することをいう。以下同じ。）した日の前日から遡って連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(イ) 本市へ転入した日の前日から遡って連続して5年以上、東京圏のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、

かつ、本市へ転入した日の前日から遡って3月前の時点において連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、本市へ転入した日の前日までの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和元年6月1日以降に本市へ転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、本市へ転入した日から起算して3月以上1年以内であること。
- (ウ) 移住支援金の申請日から起算して5年以上、本市内へ継続して居住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 高萩市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他茨城県又は本市が移住支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、茨城県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している企業の求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が、代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている企業への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3月以上在職していること。

オ 上記イの求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 上記イの企業に、移住支援金の申請日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 本市へ転入した日から起算して1年以内に、起業支援金の交付決定を受けていること。

イ 起業支援金の交付決定を受けた日から起算して1年以内に、

本市へ転入していること。

(4) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも令和元年6月1日以降に本市へ転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも移住支援金の申請時において本市へ転入した日から起算して3月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 申請者は、高萩市移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 高萩市移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 高萩市移住支援金の交付申請に関する同意書（様式第3号）
- (3) 就業証明書（様式第4号）（就業の申請の場合のみ）

- (4) 申請者の身分証明書（写真付き）の写し
- (5) 申請者及び世帯員全員（世帯の申請の場合のみ。以下同じ。）の住民票の写し
- (6) 申請者及び世帯員全員が本市へ転入した日の前日から遡って過去5年間の在住地を確認できる住民票又は住民票の除票の写し
- (7) 申請者及び世帯員全員の納税証明書又は非課税証明書
- (8) 申請者が本市へ転入した日の前日より3月前の時点から遡って過去5年間の勤務状況を確認できる就業証明書又は退職証明書若しくは離職票のほか、経営者又は個人事業主にあつては開業届出済証明書（前条第1号に掲げる要件のうち、ア(イ)に掲げる事項に該当する場合のみ）
- (9) 起業支援金の交付決定通知書（起業の申請の場合のみ）
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定し、速やかに高萩市移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式5号。以下「決定通知書」という。）により当該申請者へ通知する。

2 市長は、予算上の理由により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨を当該申請者へ通知する。

（交付請求）

第6条 前条第1項の規定により移住支援金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、高萩市移住支援金交付請求書

(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に請求することができる。

- (1) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (2) 交付決定者のマイナンバーが確認できるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求があった日から起算して3月以内に当該交付決定者へ移住支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 茨城県及び本市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害又は病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から起算して3年未満で本市から転出し

た場合

ウ 移住支援金の申請日から起算して1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 茨城県が県実施要領に基づき実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に本市から転出した場合

2 市長は、前項の規定により移住支援金の全額又は半額の返還を請求するときは、高萩市移住支援金返還命令書（様式第7号）により交付決定者へ通知する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、茨城県と本市が協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。